

# 茨城県報 第5771号

昭和44年12月22日

月 曜 日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目 次

### 告 示

|                                 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| ●知手浜第二地区土地改良事業の縦覧 (農地管理課) ..... | 1   |
| ●大宮地区土地改良事業の縦覧 ( " ) .....      | 2   |
| ●梶山土地改良区設立の縦覧 ( " ) .....       | 2   |
| ●下館地区土地改良事業の縦覧 ( " ) .....      | 2   |
| ●河内地区土地改良事業の縦覧 ( " ) .....      | 3   |
| ●行方土地改良区の定款変更の認可 ( " ) .....    | 3   |
| ●道路の路線の認定 (道路維持課) .....         | 3   |
| ●道路の区域の決定 ( " ) .....           | 3   |
| ●道路の区域の変更 ( " ) .....           | 4   |
| ●道路の供用開始 (2件) ( " ) .....       | 5   |
| ●道路の路線の廃止 ( " ) .....           | 5   |

### 公 告

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| ●自衛官2等陸士, 2等海士及び2等空士の募集 (地方課) ..... | 6 |
| ●宅地建物取引業者の免許 (建築住宅課) .....          | 6 |
| ●建築許可に関する聴聞 (5件) ( " ) .....        | 7 |
| ●土地立ち入り測量 (用地室) .....               | 9 |

## 告 示

### 茨城県告示第1502号

鹿島郡神栖村大字知手120番地角田元吉ほか49名から昭和44年11月17日付で認可申請のあつた知手浜第二地区土地改良事業 (共同施行) は適当と決定したので, 土地改良法第95条第3項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 1 縦覧に供する書類

- (ア) 知手浜第二地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 知手浜第二地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和44年12月23日から昭和45年1月12日まで

3 縦覧の場所 神栖村役場

**茨城県告示第1503号**

牛久沼土地改良区が行なおうとする大宮地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類  
牛久沼土地改良区定款の写し  
大宮地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和44年12月23日から昭和45年1月12日まで
- 3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

**茨城県告示第1504号**

鹿島郡大洋村大字汲上1645番地三井玄市ほか21名から認可申請のあつた梶山土地改良区の設立については適当と決定したので、土地改良法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類  
梶山土地改良区定款の写し  
梶山地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和44年12月25日から昭和45年1月14日まで
- 3 縦覧の場所 大洋村役場

**茨城県告示第1505号**

下館市長松岡竜雄から、昭和44年11月20日付で認可申請のあつた下館地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類  
下館地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和44年12月29日から昭和45年1月19日まで
- 3 縦覧の場所 下館市役所

茨城県告示第1506号

関城町長浜名静男から、昭和44年11月20日付で認可申請のあつた河内地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

河内地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和44年12月29日から昭和45年1月19日まで

3 縦覧の場所 関城町役場

茨城県告示第1507号

昭和44年11月30日付で、行方土地改良区から申請のあつた定款変更を12月16日認可した。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1508号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和44年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 整理番号 | 路線名   | 起終点                       | 重要な経過地 | 備考 |
|------|-------|---------------------------|--------|----|
| 63   | 汲上玉造線 | 鹿島郡大洋村大字汲上一般国道51号線分岐から    |        |    |
|      |       | 行方郡玉造町大字玉造主要地方道石岡潮来線交差点まで |        |    |

茨城県告示第1509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和44年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 整理番号 | 路線名   | 区 間                    | 敷地の幅員        | 延 長              |               |                  | 備 考 |
|------|-------|------------------------|--------------|------------------|---------------|------------------|-----|
|      |       |                        |              | 実延長              | 重用延長          | 計                |     |
| 63   | 汲上玉造線 | 鹿島郡大洋村大字汲上一般国道51号線分岐から | メートル<br>3.0~ | メートル<br>19,460.3 | メートル<br>225.0 | メートル<br>19,685.3 |     |
|      |       | 行方郡玉造字玉造県道石岡潮来線交差点まで   | 19.2         |                  |               |                  |     |

茨城県告示第1510号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和44年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 石岡下館線
- 3 道路の区域

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長          | 摘 要 |
|------------------------------|------|------------------|--------------|-----|
| 新治郡八郷町大字柿岡字馬騎<br>3444-1地先から  | 旧    | メートル<br>8.0~16.3 | メートル<br>65.0 |     |
|                              | 新    | 8.5~19.0         | 65.0         |     |
| 新治郡八郷町大字柿岡字高山<br>1543-8地先    | 旧    | 8.5~14.0         | 78.0         |     |
|                              | 新    | 9.5~17.0         | 78.0         |     |
| 新治郡八郷町大字上曾字小搦田<br>1456-1地先から | 旧    | 10.0~11.7        | 103.0        |     |
|                              | 新    | 11.3~12.3        | 103.0        |     |
| 新治郡八郷町大字上曾<br>字ナシノ木1195地先    | 旧    | 9.5~10.8         | 28.0         |     |
|                              | 新    | 10.6~12.3        | 28.0         |     |

茨城県告示第1511号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和44年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 汲上玉造線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡大洋村大字汲上一般国道51号線分岐から  
行方郡玉造町大字玉造主要地方道石岡潮来線交点まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年12月22日

茨城県告示第1512号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和44年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 石岡下館線
- 2 供用開始の区間

新治郡八郷町大字柿岡字馬騎3444-1地先から  
新治郡八郷町大字柿岡字馬騎3446-1地先まで

新治郡八郷町大字柿岡字高山1543-8地先から  
新治郡八郷町大字柿岡字高山1543-8地先まで

新治郡八郷町大字曾字搦島1456-1地先から  
新治郡八郷町大字曾字搦島1442-1地先まで

新治郡八郷町大字曾字ナシノ木1195地先から  
新治郡八郷町大字曾字ナシノ木1195地先まで

- 3 供用開始の期日 昭和44年12月22日

茨城県告示第1513号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、昭和44年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 整理番号 | 路線名  | 起終点                      | 重要な経過地 | 備考 |
|------|------|--------------------------|--------|----|
| 63   | 札玉造線 | 鹿島郡大洋村大字札主要地方道茨城鹿島線分岐から  |        |    |
|      |      | 行方郡玉造町大字玉造主要地方道石岡潮来線交点まで |        |    |

## 公 告

●自衛官2等陸士、2等海士及び2等空士の募集

自衛隊法施行令第114条、第117条及び第118条の規定による昭和44年度第4次募集期間並びに採用試験の期日及び試験場等は、次のとおりである。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

男子(2等陸, 海, 空士)

- 1 募集期間 昭和45年1月5日から昭和45年3月31日まで
- 2 試験期日 募集期間内毎日
- 3 採用人員 286名
- 4 試験場 自衛隊茨城地方連絡部 水戸市北三の丸1の294番地  
 同 日立出張所 日立市助川町1の1番地 日立市役所内  
 同 土浦募集事務所 土浦市川口町4606の1番地  
 同 下館募集事務所 下館市大字下中山732の1番地 下館市役所内
- 5 募集受付 4の場所のほか各市町村において行なっております。

●宅地建物取引業者の免許

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 免許番地及び年月日           | 商号又は名称        | 申請人氏名 | 取引主任者氏名 | 主たる事務所の所在地           |
|---------------------|---------------|-------|---------|----------------------|
| (1) 253<br>44.12.22 | 株式会社<br>ミツワ商事 | 青木喜一  | 滝沢兵吉    | 結城郡八千代村大字若326        |
| (1) 254<br>"        | あけぼの商事        | 揖取益枝  | 揖取益枝    | 鹿島郡鹿島町大字宮中<br>1593の2 |
| (1) 255<br>"        | 有限会社 松孝       | 嶋津智恵子 | 福田公     | 那珂湊市南水王町5831         |
| (1) 256<br>"        | 勝田酒店不動産部      | 勝田幸治  | 勝田幸治    | 土浦市神立町3623           |
| (1) 257<br>"        | 株式会社<br>神栖不動産 | 越川彰   | 越川彰     | 鹿島郡神栖村大字荻原697        |

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和44年12月25日 午後1時
- 2 聴 聞 場 所 高萩市本町1-100-2
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が $50m^2$ をこえるもの  
(農業機械整備工場の増築)
- 4 申請者住所氏名 高萩市本町2-4  
高萩市農業協同組合 組合長 鈴木道雄
- 5 建築物造構規模 鉄骨造, 平家建,  $271.7m^2$ 増築 既存 $759.19m^2$   
原動機13kw新設
- 6 建築物の位置 高萩市本町1-100-2
- 7 敷 地 面 積  $5,366.79m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和44年12月25日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 高萩市本町1-100
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
床面積の合計が $50m^2$ をこえる自動車庫 (車庫の増築)
- 4 申請者住所氏名 高萩市本町1-100 市長 安村 篤
- 5 建築物構造規模 鉄骨造, 平家建一部2階,  $319.05m^2$ 増築 既存 $2,887.49m^2$  (市庁舎)
- 6 建築物の位置 高萩市本町1-100
- 7 敷 地 面 積  $8,850m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和44年12月24日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 石岡市大字染谷字岩ヤ谷津1997-2

- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が $50m^2$ をこえるもの  
(鉄工所の新設)
- 4 申請者住所氏名 石岡市大字石岡1の16 小林 要
- 5 建築物構造規模 鉄骨造, 平家波形スレート葺 $401.16m^2$   
原動機20HP新設
- 6 建築物の位置 石岡市大字染谷字岩ヤ谷津1997-2
- 7 敷地面積  $1,323m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴聞期日 昭和44年12月25日 午前11時
- 2 聴聞場所 北相馬郡取手町台宿985
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が $50m^2$ をこえるもの  
(金属加工場の増築)
- 4 申請者住所氏名 北相馬郡取手町台宿807の2 海老原 道 弘
- 5 建築物構造規模 鉄骨(フーム)造平家建スレート葺既存 $148.4m^2$  工場, 倉庫  
原動機23.5HP既設
- 6 建築物の位置 北相馬郡取手町台宿985
- 7 敷地面積  $461.8m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴聞期日 昭和44年12月24日 午後2時
- 2 聴聞場所 水戸市河和田町1997
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が $50m^2$ をこえるもの  
(精密機械部品加工組立工場の増築)
- 4 申請者住所氏名 水戸市河和田町1997 川 隅 利 勝
- 5 建築物構造規模 鉄骨造, 2階建,  $503.3m^2$ 増築 既存 $115,934m^2$   
原動機70HP増設94.7HP既設



6 建築物の位置 水戸市河和田町1997

7 敷地面積  $820m^2$

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和44年12月22日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨城県知事

2 事業の種類 一級河川久慈川水系山田川改修工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

久慈郡水府村大字松平字西河原，西ノ内，上神田及びからめ

〃 〃 大字棚谷字峯下，カチカ川根，ドテ下及び下グネ

〃 〃 大字国安字川原及び千万

4 立ち入ろうとする期間

昭和44年12月25日から

昭和45年3月31日まで

■ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ■

# ☆ 茨 城 県 報 ☆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和42年4月1日から送料とも1カ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所